

令和4年4月1日
大阪府立淀川工科高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく
役務請負契約締結の公表について

1 契約の内容

大阪府立淀川工科高等学校 校内清掃その他作業業務

2 契約の相手方

- (1) 名 称 : 守口市シルバー人材センター
- (2) 住 所 : 守口市桃町3番30号

3 契約の相手方とした理由

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体である。
- 地域高齢者への雇用確保に寄与することができる。
- 所在地が本校近隣に位置し、業務遂行にあたって本校から緊急の要請があった場合、速やかに対応できる。
- 昨年度も本業務について契約実績があり、業務の内容を熟知しており、履行について、誠実かつ問題なく請け負うことが見込まれる。